

巻頭言

OECCの今後の活動方針



(一社)海外環境協力センター 理事長 竹本和彦

皆様におかれましては、それぞれに新たな思いで新年度を迎えられたことと存じます。本会報の誌面をお借りして、昨今の環境開発分野における内外の動向も踏まえつつ、OECCとしての今後の活動方針について述べさせていただきたいと思ひます。

国際社会においては、「パリ協定」の実施細則の年内合意を目指しており、「パリ協定」の本格実施に向けて世界は大きく動きだしています。また「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組みも昨年から一層熱を帯びてきています。国内でも政府においては、「ジャパンSDGsアワード」の表彰制度が実施¹に移されるとともに、地方創生推進の基軸の一つとして、「自治体SDGs」への取組みが着々と進められています²。また経済界においては、昨年11月経団連の「企業行動憲章」が、SDGs達成に向けた取組みを視野に改定³されるとともに、金融界においては、ESG投資を重視する動きが急速に浸透しつつあります。こうした一連の先進的な取組みは、我が国の「SDGsモデル」として本年7月国連本部において開催される「ハイレベル政治フォーラム」(High Level Political Forum on Sustainable Development: HLPF)の場などにおいて世界に発信されることになっています。

次に我が国の環境政策の基本的方向を示す羅針盤としての「環境基本計画」については、第5次環境基本計画の策定に向け最終段階に差し掛かっています。現在中央環境審議会総合政策部会の議を経て基本計画(案)が公表され、本計画(案)に対する意見の募集(パブコメ)が開始されています。この基本計画(案)では、地域資源を活かして自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて支え

あう地域循環共生圏を創造し、公害を克服した歴史や優れた環境技術、循環の精神などを通じ、持続可能な循環共生型社会、環境・生命文明社会の実現を目指しています。また具体的な施策の展開に当たっては、①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、②国土のストックとしての価値の向上、③地域資源を活用した持続可能な地域づくり、④健康で心豊かな暮らしの実現、⑤持続可能性を支える技術の開発・普及及び⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築の6分野を重点領域として位置付けています。

とりわけ⑥の「国際貢献」においては、国際的なルールづくりへの積極的関与・貢献に加え、JCMなどの活用による我が国の優れたインフラの輸出、途上国における制度・技術・資金のパッケージ化を通じた基盤整備の支援、及び途上国における能力開発や意識啓発などの取り組みを展開していくとの方向性が明確にされています。環境省では、今回のパブコメのプロセスを経たうえで、本年春頃には閣議決定をしていくとの方針です。

また昨年10月より集中的な審議が進められてきている「気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン」策定に向けた検討作業も、とりまとめに向け大詰め段階に来ています。この「国際協力ビジョン」では、我が国の制度や技術を途上国へ一方的に移転するだけでなく、双方の経済・社会にメリットを生み出す「コ・イノベーション」の実現を目指しています。

さらに気候変動適応策推進に関する法案については、既に政府案が今国会に提出されており、今後政府一丸となった取組みが期待されています。この

¹ ジャパンSDGsアワード表彰式,首相官邸,平成29年12月26日, https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201712/26sdgs_award.html

² 環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市,内閣府地方創生推進事務局, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyoi/index.html>

³ 企業行動憲章の改定にあたって,一般社団法人日本経済団体連合会,平成29年11月8日, <http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>

法案の柱として①適応の総合的推進、②情報基盤の整備、③地域における適応の強化及び④適応の国際展開が掲げられており、今後「適応の国内プラットフォーム」(A-PLAT)の整備や「アジア太平洋地域の適応プラットフォーム」(AP-PLAT)の構築に向け一層拍車がかかることとなります。

加えて、「環境インフラの海外展開」について環境省は、昨年7月に「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定し、気候変動緩和・適応策、廃棄物・リサイクル、浄化槽、水環境保全及び環境アセスメントの主要分野において一層質の高いインフラの海外展開をはかっていく方針を打ち出しています。この基本戦略の第1弾として本年1月「日本・ミャンマー環境ウィーク」をネピドー及びヤンゴンにおいて開催し、順調な滑り出しを果たしたところ⁴です。この「環境ウィーク」の初日には両国の閣僚（我が国からは伊藤環境副大臣）による環境政策対話を行い、その成果を共同声明として取りまとめています。また2日目には、「ミャンマー廃棄物管理ワークショップ」を開始し、両国から政府関係機関、自治体、民間事業者などから約120名の参加を得て、廃棄物・資源管理分野における両国の取り組みについて情報・意見交換が行われ、最終日には、「環境インフラ技術セミナー」を開催し、両国から約190名の参加を得て、企業・自治体から環境技術や技術移転にあたっての都市間協力に関する取り組みが紹介されるとともに、参加者の間で個別に相談できるビジネスマッチングが実施され、今後の協力の可能性などについて相互に交流が図られました。環境省の平成30年度(2018年度)の重点施策においても、「環境インフラの海外展開」が新たな項目として明記され、環境インフラ輸出の戦略的展開を図っていく方向を明確にするとともに、本年4月より環境省内に「国際協力・環境インフラ戦略室」を創設するなど新たな政策展開を推進する体制整備も進んでいます。

このような状況の中OECCは、「海外環境開発協力の中核拠点」としてその役割を發揮していくことが期待されており、会員ネットワークとも連携しつつ、日々の活動を通じ、一層の研鑽を重ね、世界に貢献できる専門的能力に磨きをかけていきたいと思っています。

昨年度OECCにおいては、上述の役割を果たしていくことを目指し、「OECCの新たな展望」(2017年9月)を策定し、この中で示された基本的

な方向に沿って様々な活動の幅を広げつつ、個々の取組み活動を着実に遂行してきたところです。

今年度においては、「OECC行動計画(2018-2020)」の策定に向け、会員の皆様との意見交換を通じて成案を得るべく現在鋭意作業を進めているところです。とりわけ気候変動分野での取組みについては、これまでの実績を踏まえ、一層充実させていくとともに、3R・廃棄物対策や化学物質対策などへの対応も含め環境管理分野での取組みにも積極的に挑戦していくこととしています。また「環境インフラの海外展開」については、OECCの年次総会が開催される5月に「環境インフラの更なる戦略展開」をテーマにシンポジウムを開催し、今後一層の戦略的展開を目指し、有識者による議論を深めていくこととしています。

更に本会報で特集しているフロン対策については、一昨年「モントリオール議定書キガリ改正」が採択合意され、来年1月の発効が見込まれています。政府においても、議定書を批准すべく、法制度の整備及び改正議定書受託の国会承認に向けた準備が進んでいます。今回の議定書改正は、温室効果係数が高い代替フロンを新たに議定書の規制対象とし、各国における製造、輸入量の段階的削減を義務付けるものです。

現在フロンの漏洩や回収率の低迷が依然として課題となっています。特に新興国においては、排出抑制の徹底が喫緊の課題となっており、今後これら分野における国際協力が求められています。こうした国際協力により移転された技術が当該国内において水平展開が円滑に進められるためには、適正な制度構築とその確実な施行が担保されることが不可欠であり、開発途上国へのノウハウの移転や人材育成さらには制度整備への協力展開が重要となっています。

このため今後フロン対策の国際協力に向け様々な対応策を展開することが期待されており、OECCはこの分野においても関係民間企業の皆様とも連携して適切に貢献ができるよう努めてまいります。

最後にOECCとしては、本年度も内外の環境開発協力分野における動向に的確に対応し、世界の持続可能な社会の実現に貢献していけるよう努力してまいりますので、皆様の今後一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

⁴ 日本・ミャンマー環境ウィークの結果について、環境省、平成30年1月18日
<https://www.env.go.jp/press/105021.html>